

小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	平成30年度第1回小田原市下水道運営審議会	
日時	平成30年11月27日（火）午後2時00分～午後3時00分	
場所	小田原市役所4階 議会第3委員会室	
次第	1 開会 2 議題 (1) 今後の下水道使用料について (2) その他 3 閉会	
資料	・資料1 委員名簿 ・資料2 今後の下水道使用料について ・資料3 スtockマネジメント計画について	
出席者	審議会	茂庭会長、関野副会長、川瀬委員、畠山委員、早瀬委員、小澤委員、望月委員、小野委員、松田委員、川原委員
	事務局 (市)	部長、副部長、下水道総務課長、下水道整備課長、下水道総務課副課長、下水道整備課副課長 2名、総務係長、業務係長、計画係長、下水道総務課主査、下水道総務課主事
傍聴者	0人	

下水道総務課長

ただ今から、平成30年度第1回小田原市下水道運営審議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めさせていただきます、事務局の下水道総務課長の杉本でございます。よろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、お手元の審議会次第により進めさせていただきます。

なお、本日の出席者は、審議会委員12名中10名で、審議会の開催に必要な定足数である過半数に達しておりますことをご報告いたします。

会議に先立ちまして、平成30年4月1日付けの人事異動に伴い事務局職員が変更となっておりますので、ここで委員の皆様にご自己紹介をいただきますとともに、事務局職員を紹介したいと思います。

〈委員自己紹介〉

〈事務局自己紹介〉

下水道総務課長

それでは、ここから、会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

茂庭会長

ただ今から、平成30年度第1回小田原市下水道運営審議会を開会いたします。

まず、昨年度開催した審議会同様、審議会は原則公開でございますので、傍聴者がいる場合には入室を許可します。事務局、いかがですか。

下水道総務課副課長

本日の下水道運営審議会の傍聴希望者はおりませんでした。以上で
ございます。

茂庭会長

それでは、審議会を進めていきますが、本日の審議会は報告事項の
みとなっておりますので、ご承知おき願います。

それでは、報告事項（１）「今後の下水道使用料について」事務局か
ら説明願います。

次第２「報告事項」

総務係長

それでは、私から資料２「今後の下水道使用料について」のご報告
をいたします。資料２をご覧ください。

下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上、河川等の公共用水域
の水質保全を図るために欠くことのできない社会基盤の一つであり、
将来にわたって安定的な事業運営をして行く必要があります。下水道
事業の運営は、一般会計が負担すべき費用を除き、独立採算制の原則
に従い、主に下水道使用料によって運営されるべきとされておしま
す。

現在の本市の下水道使用料は、平成２６年１０月に改定を行い、そ
の算定期間は３年間としておりました。その算定期間はすでに経過し
ておりますが、その間、平成２８年度には公営企業会計を導入し、平
成２９年度には本市下水道事業の経営戦略を策定するなど、本市下水
道事業の経営状況の把握に努めてまいりました。こうした状況を踏ま
え、今後の下水道使用料について検討を行った結果、一定の方針を定

めましたので本日報告するものです。

1 ページの「現行の下水道使用料の体系（税抜）」をご覧ください。

現行の使用料体系は、一般家庭用と業務用の区別はなく2か月当たり16立方メートルまでを基本料金、16立方メートルを超える部分につきましては、使用水量に応じて使用料が増加する従量使用料としております。さらに従量使用料は、段階的に単価が上がる累進使用料制を採用しております。

この使用料体系に、一般的な家庭の2か月当たりの使用水量35立方メートルをあてはめると表の下の計算となり、合計が4,090円となります。

次に1ページ下段の表、「過去の下水道使用料の改定」をご覧ください。

本市では、昭和41年の汚水処理開始以来、計9回の改定を行って現在の使用料体系となっております。

次に2ページ及び3ページをご覧ください。

先ほどの現行の下水道使用料体系にいくつかの使用水量をあてはめ、平成30年4月現在で県内19市の順位を比較した表がございます。一般的な家庭の2か月当たりの使用水量35立方メートルで比較すると、本市の使用料は高い方から2番目となっております。3ページでは使用水量100立方メートル以上の比較をしていますが、県内順位は上位から中位程度の状況でございます。

このように小田原市の下水道使用料が県内他市との比較で上位から中位程度である理由は、他の市に比べ河川、水路及び鉄道が多く、下水道整備や維持管理費が高くなること、また、下水道整備を行う際

に地下水位が高い地域があり工事費が高くなることが要因として考えられます。以上が現在の使用料体系の概略でございます。

次に4ページをご覧ください。

下水道使用料の検討に当たっては、関係法令等を踏まえたうえで、基本方針を定め検討していくことといたしました。

まずは今後の使用料体系の基礎となる下水道使用料に係る現時点の基本方針をご説明いたします。

初めに1. 使用料対象経費の算定方法でございます。

使用料対象経費とは、下水道使用料で回収すべき経費のことです。その使用料対象経費の算定方法については、大きく分けて「総括原価方式」と「資金収支積み上げ方式」の2種類の手法がございます。

総括原価方式は、中段の図に示すとおり、維持管理費や支払利息などの経営に要する費用を下水道使用料で回収すべき経費とする算定方式でございます。

それに対して資金収支積み上げ方式は、下水道使用料以外の現金収支を積み上げ、その収支の差額を下水道使用料で回収すべき経費とする算定方式でございます。

本市では、前回の平成26年10月の使用料改定までは、下水道事業の会計方式は現金主義の官庁会計（特別会計）であり、現金主義で計算を行う資金収支積み上げ方式で使用料の算定を行うことが明瞭でありました。

しかし、安定的な事業運営、より分かりやすい経営を行うため、平成28年度に地方公営企業法を適用し、現金の収支計算である官庁会

計から、現金収支が伴わなくても収益・費用を計上する公営企業会計へ移行しました。収益・費用の計算を行う公営企業会計では、費用の計算を行う「総括原価方式」で使用料の算定を行うことが明瞭であります。

中段の点線の枠で囲った地方公営企業法第21条第2項の抜粋をご覧ください。地方公営企業法では、料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすることとされております。また、下段の点線の枠で囲った総務省通知では、資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないとされているため、資金収支積み上げ方式を公営企業会計で行うことは適当でないとされております。

収益・費用の計算を行う公営企業会計に移行したこと及び地方公営企業法や総務省通知を踏まえた原則論に則り、今後の使用料対象経費の算定方法につきましては、総括原価方式を採用することといたします。

次に5ページをご覧ください。

2. 下水道使用料算定の期間でございます。

下水道使用料の算定のためには、使用料対象経費を算定する期間として下水道使用料算定期間を設ける必要がございます。

この下水道使用料算定期間につきましては、「下水道使用料の基本的考え方2016年度版」(日本下水道協会)によりますと、一般的には3年から5年程度に設定することが適当であるとされています。3年から5年程度に設定する理由といたしましては、「下水道使用料の基本的考え方2016年度版」の抜粋に記載のとおり、下水道使用料

は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなるとされています。つまり、使用料算定期間は、公共料金としてはできるだけ長い方が良いが、予測の確実性を重視して3年から5年とするということでもあります。このため、本市下水道事業におきましては、算定期間を一定の年数で固定せず、予測の確実性を判断しながら3年から5年の間に設定することといたします。

3. 下水道運営審議会への報告等でございます。

下の下水道運営審議会への報告の例の図をご覧ください。

今後は、現算定期間中に、最新の決算状況や社会経済情勢等を踏まえ、下水道事業における財政推計を随時見直しながら、次期算定期間の適切な下水道使用料について検討を行い、その検討結果については定期的に審議会へ報告することとし、必要に応じ審議会で答申をいただくことといたしました。なお、次期算定期間の使用料検討の結果、使用料改定の必要性が予測される場合も考えられます。その場合は審議会に諮問しご審議いただきますが、その審議期間は過去の実績を踏まえますと約1年6ヶ月間が必要であり、かつ周知期間も必要でございますので、審議会への定期的な報告を次期算定期間の2年前に行うものでございます。また、過去の審議会では下水道使用料の改定に主眼が置かれご審議いただいておりますが、昨今の下水道事業を取り巻く環境は日々変化をしていることから、先ほど申し上げました定期的な報告以外にも、事業年度ごとの最新の決算状況や随時見直しを行っていく財政推計あるいは各種計画など、審議会の皆様のご意見をい

ただきながら進めていく場面が今後は必要となっていくものと考えております。つきましては、来年度からはこの審議会を定期的に開催していく予定で、現在、その検討に取りかかっているところでございますので、委員の皆様方におかれましては、ご承知おき願います。

次に、6ページの「経営戦略に基づく財政推計」をご覧ください。

平成29年度に審議会でご報告させていただいた経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中で施設・設備に関する投資、その財源及び投資以外の経費の見込みを合わせた投資財政計画を作成しており、6ページの表は、その投資財政計画の平成29年度から平成34年度までの抜粋でございます。

投資財政計画は、上段の収益的収支（損益勘定）と下段の資本的収支（資本勘定）の2つに区分されます。

収益的収支（損益勘定）とは、企業の一事業年度における営業活動により発生する下水道使用料等の収益と、それに対応する維持管理費等の費用のことを言います。

また資本的収支（資本勘定）は、下水道施設の建設費や、建設費に係る企業債償還金などの投資的な支出及びその財源となる国庫補助金や企業債などの収入でございます。

上段の表をご覧ください。収益的収支の表の最下段の当期純利益は、すべての収益からすべての費用を差し引いた最終的な利益でございます。一般的な会社の黒字・赤字と言われている金額であり、黒枠で囲っている当期純利益は、平成34年度にはマイナスとなり当期純損失を生じる見込みであることから、好ましいものではございません。

ん。

次に下段の表をご覧ください。

資本的収支（資本勘定）の表の最下段の補填財源不足額は、単年度の資金収支額を表すものでございます。黒枠で囲っている補填財源不足額は、主に平成33年度及び平成34年度に生じる見込みであり、これも好ましいものではございません。

7ページの「下水道使用料に係る当面の方針」をご覧ください。

先ほど見てきたように、(1)として、平成29年度に作成いたしました「小田原市下水道事業経営戦略」の「投資・財政計画」では、平成34年度に当期純損失を生じ、資金収支においても不足を生じると見込んでおります。本市下水道事業では、平成31年度末までに下水道施設の計画的かつ効率的な管理を目的としたストックマネジメント計画を策定する予定であり、このことは他の未普及整備等の計画にも影響を及ぼすことが考えられ、ひいては財政面にも大きな影響を及ぼすことが考えられますことから、現時点では、今後3から5年間の財政推計を的確に見込むことができない状況でございます。

(3)として、以上のことから、財政面に大きな影響を与える事項が明らかになるまでは下水道使用料は現行のまま据え置き、最新の決算状況や金利動向、ストックマネジメント計画等を反映した財政推計を作成した後、平成32年度より下水道使用料改定の要否の検討を行ってまいりたいと考えております。なお、ただ今、当面の方針のご説明でふれましたストックマネジメント計画につきまして、別紙資料3に基づき下水道整備課山口よりご説明させていただきます。

以上をもちまして、「今後の下水道使用料について」の説明を終わら

下水道整備課長

せていただきます。

次に、ストックマネジメント計画につきまして、ご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

まず、1. 下水道施設の現状と課題でございます。

本市の下水道事業は、昭和34年から着手し既に58年が経過しておりますことから、国土交通省が定める下水道管路の標準耐用年数50年、また、管路以外のポンプ場等の機械設備の標準耐用年数15年から20年を超える施設を多数抱える状況でございます。

本市の下水道施設の内訳といたしましては、平成29年度末現在、管路約580キロメートルの他、下水道管理センター、早川及び南町の中継ポンプ場2箇所、市内にマンホールポンプ22箇所等となっておりますが、今後、年数の経過とともに老朽化施設の割合がますます増加していくこととなります。施設の劣化は思わぬ施設の破損や故障を招き、市民生活に重大な影響を与える事故につながるため、増大する老朽化施設の適切な維持管理を行っていくことが喫緊の課題であると認識をしております。

ここで、下水道施設のうち、管路施設の状況につきましてご紹介させていただきます。下記の表をご覧ください。

管路施設は、約580キロメートルございますが、このうち、標準耐用年数50年を経過した管路延長は約47キロメートルございます。このうち、老朽化対策済の延長は約6キロメートルであり、未対策延長は約41キロメートル残っております。これを進捗率で表しますと約13パーセントに留まっており、対策の遅れを懸念している状

況でございます。なお、この標準耐用年数を経過する管路は、10年後には約122キロメートル、20年後には約202キロメートルに達するものとなっており、先ほどもご説明申し上げましたとおり、下水道事業会計の当期純利益が平成34年度にはマイナスとなる厳しい財政推計のもと、今後の計画的、効率的な老朽化対策をどのように進めて行くのかが大きな課題となっております。

次に、2.現在の老朽化対策の取組でございます。

老朽化対策の取組につきましては、これまで、国の下水道長寿命化支援制度等を活用し、管路の更生工事やポンプ場の改築工事を進めておりましたが、今後は、後ほどご説明させていただきます下水道ストックマネジメント支援制度を活用し、引き続き国の補助制度を活用した取組を進めていく予定でございます。

次に、2ページをご覧ください。

3.ストックマネジメントの導入でございます。

今後、ますます増大する老朽化施設を、財源の制約のもと適切に維持管理していくためには、当然のことながら中長期的な視点から改築費用の平準化を図ることが重要となります。そのためには、今後の下水道施設全体の老朽化状況を捉えて、優先順位を定めながら計画的、効率的に施設の改築を進める必要があります。

国では、ストックマネジメントの考えを取り入れた下水道ストックマネジメント支援制度を平成28年度に創設しており、本市におきましても当該制度の導入に向け、現在、下水道ストックマネジメント計画を策定中であります。

次に、4.ストックマネジメントの取組でございます。

まず、小田原市が保有する全ての下水道施設を健全度で判定することで、下水道施設全体の健全度状況を把握いたします。次に、判定された健全度により長期的な下水道施設の劣化状況を予測し、将来必要となる総事業費を把握いたします。そして、施設全体の健全度や総事業費を把握した上で、重要度により老朽化対策の優先度を設定いたしまして、将来の財政推計や関連するその他の諸計画との整合を図りながら、老朽化対策事業の平準化を進めて行こうとするものです。なお、施設の維持管理に重要な下水道施設全体を網羅した点検調査方法も検討し、今後の適正な維持管理につなげて参ります。

次に、3ページをご覧ください。

5. スtockマネジメントのスケジュールでございます。

Stockマネジメント計画の策定につきましては、既に平成29年度に調査等に着手しており、平成31年度には完了する予定でございます。策定された内容につきましては、経営戦略に反映させるとともに、国の支援制度を活用しながら、当計画に基づく施設の点検調査や管路の更生工事、施設の改築工事等に順次着手していく予定であります。なお、この下水道Stockマネジメント計画は、5年ごとに計画の見直しを実施していくものであり、定期的な中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設全体を計画的かつ効率的に維持管理していくものでございます。

最後に、先ほどもご説明させていただきましたが、今後、本市の下水道事業は経営が大変厳しくなることが想定されております。このため、今後の下水道経営につきましては、計画的かつ効率的に運営していくことはもちろんのことでございますが、一方で増大する老朽化対

策、更には未普及地区の整備に係る事業費も確保していく必要があり、今後の下水道使用料に影響を及ぼすことも予想されますので、下水道使用料につきましては、今後、慎重に議論してまいりたいと考えております。

質疑応答

茂庭会長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質疑等ございますか。

小野委員 総括原価方式と資金収支積み上げ方式の選択では、減価償却費等を勘案すると総括原価方式になることだと思うのだが、具体的にどこが変わりどこが変わらないのか。

下水道総務課長 **使用料対象経費の算定方法については**、総括原価方式と資金収支積み上げ方式とがある。これまで小田原市は特別会計で単年度の収入と支出の**見込みをそれぞれ積み上げて収支を合わせていたが**、簡単な例で、5年間利用できる自動車を100万で購入する場合を考えると、資金収支積み上げ方式は、購入した年度の1年度だけでその100万円を経費とするものであり、総括原価方式は、購入した年度の100万円を**自動車が利用できる5年間にわたり20万円ずつ経費**とするものである。

変わった点は、使用者の方に資産や負債等の考え方をを用いた経費算定に基づく使用料を負担していただくことであり、100万円の車の

負担を現金の支出時だけでなく、自動車を**利用**できる期間に配分することで、耐用年数の5年間で2年目から5年目にも必要な負担をしていただく形になる。

茂庭会長 具体的には年度を超えて減価償却で処理していく訳であるから、繰越金の処理とは異なるということでしょうか。

下水道総務課長 繰越金の処理とは異なる。

小野委員 今後はストックマネジメントを導入していくとのことだが、以前はどのように**管理していたのか**。また、ストックマネジメントを導入するとどのように**変わるのか**。

下水道整備課長 これまでの取り組みだが、下水道長寿化支援制度により、**管路は管路の計画、ポンプはポンプの計画**と別々の計画で老朽化対策を進めており、管路については駅前の50ヘクタールという区域を定めてその中の老朽化対策を進めていた。ストックマネジメント計画では**50年先**を見据え、老朽化**する施設**を予測しつつ**全体の事業費**を把握したうえで、重要度により**老朽化対策の優先度**を設定し**事業費**の平準化を行っていく。一番大事なことは、施設全体を捉えて老朽化対策を行うということである。

茂庭会長 一番重要であるのは、施設の老朽度の評価をどのようにとるかであるが、例えば管路を例に挙げると、国土交通省は**標準耐用年数**50年

というガイドラインを出している。小田原市でも50年という期間で老朽度を考えていくのか、それとも管路の敷設場所によって評価を変えていくのか。

計画係長 国は下水道管の標準耐用年数を50年としているが、今後は目標耐用年数を設定することとしている。その目標耐用年数の設定にあたっては、国で示されている健全率予測式を活用し、その予測式で算出される劣化予測を参考にしながら、管の種類ごとに目標耐用年数を設定して管理していきたいと考えている。

松田委員 今までは老朽化対策として、いきなり作り替えるのではなく、予防型保全ではないが、点検や修繕、補修をしながらできるだけ施設を長持ちさせようという形で行ってきたと思う。その考え方は活かしつつ、併せてストックマネジメント計画で事業費を平準化させるということか。

下水道整備課長 そういう考え方である。

松田委員 6ページの経営戦略の資本的収入・資本的支出では、収入より支出が上回る。それを補うものとして補填財源がある。補填財源は基本的に何を意味しているのか。

総務係長 補填財源は、収益的収支の支出のない減価償却費相当額及び当期純利益が企業内に留保されたものであり、資本的収支で足りない分に補

	うことができる。
小野委員	収益的収入と資本的収入にある補助金は、一般会計からの繰入金であるか。平成28年度決算では、一般会計は下水道に20億円程度を繰り出している。
下水道総務課長	収益的収入と資本的収入にある補助金は、一般会計からの繰入金である。平成28年の繰入金の合計は、21億5千万円となっている。
関野副会長	管路延長で小田原市は580キロメートルであるが、神奈川県で同規模の人口である海老名市の管路延長はいかほどか。
下水道総務課長	海老名市の管路延長についての数字は把握していないが、事業計画面積では、海老名市が1,539ヘクタールで小田原市が2,931ヘクタールである。
茂庭会長	県内の使用料比較の表を見ての感想だが、3ページで、使用水量が100立方メートル以上になると小田原市の順位は下がってきている。つまり、工場などの大口使用者が全体の使用料を相当占めていると考えてよいか。
下水道総務課長	他の市町も同様だと思うが、工場などの大口使用者が占める割合は大きいと思われる。

小野委員

市全体の話なので違うと思うが、平成28年度の小田原市の財務書類において、所有している資産がどのくらい老朽化しているかを示す資産老朽化比率が出ており、一般会計等で55.7パーセント、全体で43.9パーセントとなっている。一般会計等では取得価格のうち半分くらいまで減価償却が進んでいることになるが、全体ではまだ進んでいない。

下水道、水道も含め単体で借入れを起こしている訳ではないと思うが、償却の進み具合はどのくらいであるのか。平成28年度から公営企業会計に移行した時に、取得価格と償却の度合いが確定していると思うが、借り入れはどのくらいあるのか、具体的に説明いただきたい。

総務係長

資産についてだが、平成28年度に特別会計から公営企業会計に移行した。公営企業会計を始める時の資産の評価方法は、中古資産を取得したという計算に基づくものであり、償却の累計額は0円からスタートしている。そのため、今のところ償却の累計額が積み上がっていない状況であり、償却の進み具合が貸借対照表から分からない状態である。平成29年度決算の貸借対照表の固定資産の未償却残高の合計額は約912億円あり、企業債の未償還残高は約426億円である。企業債だが、一般会計を含めた全体で借入をしておらず、下水道事業の会計で区切って単体で借入を行っている。

小野委員

中古で取得すると、残存償却期間でスタートしなければいけなくなる。平成28年度から50年でなくて残存期間で行うと思うのだが、平均残存期間は最終的にはどれくらいとなるのか。中古で買うと残り

期間がある。中古の平均期間が20年くらいとか10年くらいとかそれによって償却の額が決まるが、それはどのくらいのイメージか。

総務係長 具体的には掴んでいないが、平成の初めから平成10年代半ばくらいまでが管渠の整備が多くなっている。その時期に建設したものは、30年を経過する頃になってきた。全体的には25年から30年といったイメージである。

茂庭会長 資料3「ストックマネジメント計画について」の1ページに、点線で囲んだ中に、標準耐用年数を経過する管路は20年後に約202キロメートルに達すると出ていたが、これから見ると残存期間は20年前後と感ずる。

将来、これらの老朽管に事故が起きると陥没事故等の大きな損害に結び付くことになると思われるが、神奈川県では下水道の管路を原因とする事故が年間どのくらい起きているか教えてほしい。

下水道部長 事故としては5件くらい、陥没事故では神奈川県全体で3件くらいだと思ふ。小田原市では今年度初めて陥没事故が発生した。非常に浅い位置での陥没で、交通量がほとんどない所で起きたため2次被害はなかった。しかし、20年後には標準耐用年数を超える管路が200キロメートルを超えてくる。また、陶管が相当残っており陥没事故も懸念されることから、これらについては目標を定めてしっかり取り組まなければならない。

しかしながら、1キロメートルを直すとしても大体1億円かかる。

収入は先ほどから話がでていますが、企業の撤退や節水機器の普及、人口減少などから下水道使用料収入が右肩上がりになっていくことは非常に考えにくい状況である。また、老朽化した管への対応に加え、まだ下水道が入っていない市街化地域もあり、そこにも下水道を布設していかなければならないことから、支出は増加が見込まれる。

併せて、このような状況を踏まえ使用料のことはしっかりと議論していかなければならない。県下19市の比較では本市下水道使用料は高い水準にあり、非常に悩ましいところである。この収支バランスをどのように考えていくのか。ストックマネジメント計画を作成し検証したうえで、来年、再来年、更に平成34年度になると損益が赤字になるということもあるので、その辺を皆様とも議論を進めていかなければならないと思っている。

茂庭会長 更生工事を行うにしてもメーター10万円位かかると理解してよろしいか。新設だとその倍くらいかかるのか。

下水道整備課長 管渠の新設は、メーターあたり15万円から20万円くらいである。

茂庭会長 この間の破損した管は陶管か。また、何年の施行か。

下水道部長 陶管である。昭和40年に整備したものであり50年以上前のものである。

- 畠山委員 標準耐用年数50年を超過した管が47キロメートルあり、対策済についての進捗率が13%、未対策の管路が41キロメートルもあるということだが、それが経営戦略に基づく財政推計のどこを見れば入っているのか。建設改良費に入っているのか。41キロメートルを早急に直さなければならないとのことだが、この中に入っていると考えてよろしいか。
- 総務係長 老朽管渠の更新の費用については6ページの資本的収支、下の表の中の資本的支出の建設改良費の中にまとめて入っている。新設、改良、ポンプ場の改良費も入っている。
- 畠山委員 これが早急に直さなければならない41キロメートルで、毎年5キロメートル、10キロメートルという単位で入れ込まれていると考えてよろしいか。
- 総務係長 現在の平成30年から10年間の計画である経営戦略の財政推計の中には、一部が含まれている。これから、その50年を超過した管の対応をストックマネジメントで見直していくので、財政推計も新しいものになる予定である。
- 茂庭会長 その辺が心配だが、580キロメートルの延長距離がある訳で、単純に計算して年間10キロメートル強を直していかなければならない。ところが対策済は6キロメートルである。2倍くらいのペースで進めていかなければならない。そのくらいの収支計画がこの数値の中

で挙げられているのか。

総務係長

平成29年度に経営戦略を策定したが、そこまでの更新需要は推計には入っていない。平成31年度末に策定予定のストックマネジメント計画の中で、優先度・重要度の考えに基づく改築・更新費用の見直しを行い新しい財政推計を作成するが、すべての更新・改築費用を取り込んだ上で収支の均衡を図っていくことは厳しいと考えられる。

茂庭会長

それが一番懸念されるところで、国も補助対象にするのかどうかも含めて今後動きがあるのかかもしれないが、話を伺っている印象では、この収支計画で不足が出そうであり少し心配である。

望月委員

県内19市の下水道使用料の比較表があるが、これは単年度の表であるため、これだけ見ると小田原市が非常に高いように見えてしまう。各市が、現行の料金で費用を回収できているかをこの表で客観的に評価することはできない。

下水道は本来、汚水処理に係る経費は自己負担であり、適正な料金をとってきちんと管理していかなければならない。これをしない場合には料金も安くできる。しかし、将来も施設を維持し運営していくためには、どうしても今の段階である程度その分を蓄えておかなければならない。

ストックマネジメント計画を立てる時に、一般的に国の通達等ではこの設備は50年、機械設備は15年か20年と一律のものさしをもってくるが、現場に立っている皆さんは、それをそのまま使うのは現

実は大きく解離することをよくご存知だと思う。延命することがとても大事で、実際に下水道の施設は50年経ったからとっていきなり使えなくなる訳ではない。きちんと維持管理していくと100年使えることもあり、逆に状況が悪いと30年位でこれは取り替えないと駄目だということもある。だからマネジメントが必要なのである。会長が言うように今持っている資産が本当に大丈夫かどうか。資産査定がすごく大事だと言っているのはそういう意味である。

会長が説明したとおり、そういった資産を将来にわたって維持していくための新たな仕組みとして公営企業会計を適用した訳であるから、市民に対し説明できる仕組みと分かりやすく話をする必要がある。

小田原市の料金がこれだけ高いのは、将来に向けて健全に施設を維持していくために用意をしていることを説明してほしいと思う。

下水道総務課長

貴重なご意見をいただき大変参考になった。また、ご意見等いただければと思う。

茂庭会長

なかなか難しい問題で、まず皆様にちゃんとご理解いただかないと先へ進まない話だと思います。今年度の審議会はこれで終わりだと思えますが、来年度以降、もっと具体的な話は、おそらく数値がでてからの話になるかと思っています。そのためのご理解を今日得ようということですけども、貴重なご意見も随分いただきました。予定した時間にまだ少しありますが、もしご質問なければ審議회를これで終わりにさせていただきたいと思えますがいかがでしょうか。他にございません

でしょうか。

(意見なし)

それでは 報告事項「(1) 今後の下水道使用料について」はこれで終わりにさせていただき、「(2) その他」に移らせていただきたいと思います。事務局から何かございますか。

下水道総務課長

特にございません。

茂庭会長

それでは事務局にお返しいたしますのでよろしく願いいたします。

下水道総務課長

会長及び委員の皆様方、お疲れ様でございました。それでは以上をもちまして、平成30年度第1回下水道運営審議会を閉会させていただきます。本日いただいた貴重なご意見等は、今後、また下水道運営審議会、市民の説明等にしっかりと心に受け止めさせていただいて説明を果たしていきたいと考えてございます。本年度の審議会は、今回のみでございまして今後開催する予定はございません。委員の皆様方の任期ですけれども、平成30年12月5日までとなっておりますので現在の委員の皆様方における審議も今回をもちまして終了となります。

本日、今後の下水道使用料についての中でご報告させていただきましたが、これから審議会に対しましては、市長の諮問に応じ審議していただくことは一番重要なこととございますけれども、これに加えまし

て、最新の決算状況ですとか当面の財政推計などにつきましても定期的にご報告させていただきたいと考えてございます。今後、また来年度に向けまして、新たな審議会委員の委嘱等の作業を進めていくこととなります。現在の委員の皆様にご依頼申し上げる場合もありますので、その節は何卒よろしくお願いいたします。

最後になりますが、任期中におかれましては公私共にお忙しい中にもかかわらず本市下水道事業のために活発な意見、自由な意見等も含めて本当に参考になりました。誠にありがとうございました。